
**いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する
重大事態に関する調査報告書の公表基準について**

網走市教育委員会
(令和7年10月)

目 次

1 目的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2 公表についての意義及び弊害並びに市教委としての考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・ 2, 3
3 関係者に対する意向確認	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4 公表する場合の公表方法及び内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5 参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4, 5

1 目的

この公表基準は、網走市教育委員会（以下「市教委」という。）が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的な考え方を明らかにするとともに、その方針等をいじめを受けたと訴えた児童生徒及びその保護者等（以下「被害児童生徒等」という。）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的としています。

市教委は、この公表基準に則り公表の可否を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じてこの公表基準の見直しを図りながら、柔軟に検討していくものとします。

2 公表についての意義及び弊害並びに市教委としての考え方

(1) 文部科学省の考え方

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒等、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断すること」とした上で、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされています。

(2) 公表の意義(目的)

公表の意義（目的）としては、次の点などが考えられます。

- ア 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、市民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- イ 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ウ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- エ 第三者委員会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

(3) 公表の弊害

公表することによる関係当事者への弊害としては、次のような点などが懸念されます。

- ア 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定されたり人間関係の状況等を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる可能性があること
- イ 当該児童生徒と周囲の児童生徒・保護者との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となる可能性があること
- ウ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起これ、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害する可能性があること
- エ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなる可能性があること

(4) 市教委の方針について

以上のことを踏まえ、次の方針により調査結果の公表について判断します。

- ア 被害児童生徒等の公表の意向や、公表の意義・目的と公表することによる弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表する。なお、被害児童生徒等が公表を望まない場合には、原則として非公表とする。
- イ 公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが調査対象者における生活環境や、学校が行う支援・指導に影響が生じ得ないように特段の配慮をする。
- ウ 公表による弊害が実益よりも大きいと考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられる以下のような事案は、個別事案の特性等に照らし、公表の是非を判断する。
- (ア) 「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、事実が認められなかったもの。
 - (イ) いじめの背景が、当事者間の認識のずれ違いなど、学校内の指導・支援で解決可能なもの。
 - (ウ) 調査報告書の大部分が、個人のプライバシーや心理的な診断内容など、公表が不適切な情報で構成されており、公表可能な部分のごくわずかであるもの。
 - (エ) 不登校に繋がっているいじめ事案において、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。
 - (オ) 加害児童生徒が反省し、被害児童生徒等に謝罪の意を示し、学校の指導のもとで関係修復に向けた努力が認められるケースで、公表によってこの関係修復が妨げられる可能性がある判断されるもの。
 - (カ) 被害児童生徒が転校して新しい環境で安定した生活を送っていたり、加害児童生徒が別の学校に転校したりして、お互いが接触する機会がなくなったケースなど、公表による社会的影響が、現在の安定した状況をかえって乱す可能性があるもの。
 - (キ) その他、公表の是非の判断が別途必要と考えられる特別な事例と考えられるもの。

3 関係者に対する意向確認

(1) 被害児童生徒等

ガイドラインに、「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」とあることを踏まえ、被害児童生徒等には、公表についての意義や弊害、市教委の方針を説明し、公表の意向を確認します。

「いじめ」は児童生徒自身の身近な問題であることから、保護者等の意向だけでなく、当該児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。

なお、確認にあたっては、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とします。

(2) その他の児童生徒及びその保護者

ガイドラインでは、「報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる。」とありますが、被害児童生徒等以外の意向を確認することは示されていません。しかし、いじめの具体的内容は、被害児童生徒の情報であると同時に、その他の児童生徒等の情報という側面もあることから、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが、加害児童生徒及びその他の関係児童生徒の学校生活や、学校が行う加害児童生徒等への支援や指導に支障をきたすことがないように配慮します。

4 公表する場合の公表方法及び内容

被害児童生徒等に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認した上で公表をします。

(1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、被害児童生徒等の同意を得た場合は、原則、網走市公式サイトへの掲載により公表します。

(2) 公表資料について

公表資料は、調査報告書と被害児童生徒等が希望する場合において、調査結果に係る所見をまとめた文書とします。

調査報告書及び附属資料の個人情報に係る箇所を非公開として公表します。

(3) 個人情報保護の考え方

公表資料における個人情報保護についての考え方については、ガイドラインで「個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。」とされています。特定の個人が識別され、もしくは他の情報と照合することにより識別され得るもの、又は公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあるものは、原則として非開示とします。

いじめ調査結果の公表は、被害児童生徒等にとっては地域社会の生活を超えて広く大衆の目を向けられることとなります。

また、一旦、メディア媒体やインターネット上のサイト等に載ると、記録として永久に残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることにつながります。このようなことも踏まえて、公表内容については十分に検討します。

(4) 公表する期間

公表期間は、6カ月を基本としますが、公表中に、被害児童生徒等の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとします。

また、時間の経過とともに、当初は非公表を望む意向に変化が生じることも考えられますが、一旦、公表の可否を決定した後の再検討は、原則として行いません。

5 参考資料

(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）《抜粋》

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省・令和6年8月改訂版）参照箇所

- ア 第9章 調査結果の説明・公表
 - 第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明・・・・・・・・・・ 39頁
 - 第2節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明・・・・・・・・ 40頁
 - 第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表・・・・・・・・・・ 40, 41頁
- イ 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護
 - 第1節 個人情報保護法に基づく基本的な対応・・・・・・・・・・ 42頁
 - 第2節 調査報告書の提示・提供について・・・・・・・・・・ 42, 43頁
 - 第3節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係・・・・・・・・ 43頁